

最高裁判所 御中



再 審 請 求 意 見 書

再審請求人（以下「私」と言います。）が平成29年月7月18日付で行った、「平成28年（あ）154号」の確定判決に対する再審請求に対し、同月20日付けで最高裁第二小法廷の裁判長から意見書の提出要請「平成29(き)第21号」がありましたので、下記のとおり意見書を提出いたします。

本件にかかる再審請求で既にこれまで何度も述べましたとおり、平成29年3月27日付けの前回再審請求に対し、第二小法廷から平成29年月7月7日付け「平成29年(き)第14号」で、「刑訴法436条1項所定の事由の主張がなく、不適法である。」との棄却の決定がなされました。

しかしそもそも、これまでも述べましたが、私は刑訴法435条の6項の「有罪を受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し・・・証拠をあらたに発見したとき」を適用して再審の請求をしているのです。繰り返しますが、私は棄却された方の刑訴法436条1項では再審の請求はしていません。再審の請求をしているのは刑訴法435条の6項なのです。

私は436条1項では再審の請求はしておらず、これは全く別の条文だから、棄却の理由とされた「刑訴法436条1項所定の事由の主張がない」のは当然です。

このことから「平成29年(き)第14号」は条文をすり替えて棄却の決定がなされたと言わざるを得ないものです。これでは憲法で国民の基本的人権として保障している「裁判を受ける権利」の実質的な否定です。憲法の番人たる最高裁のすべきことではないと考えます。

そもそも私が再審の請求で挙げた刑訴法435条の6項は、刑訴法の「**第四編 再審**」に置かれて条文です。435条の6項では再審の請求ができないのであれば「**第四編 再審**」に435条の6項など置くはずがありません。

しかし上告は刑訴法411条でも刑訴法405条でもどちらでもできるはずですが。刑訴法411条での上告が理由のないものであれば、裁判所は、「刑訴法411条所定の事由の主張がなく、不適法である。」とすればよいだけの話だと思われまます。

とにかくこの「平成28年(あ)154号」の判決文を率直に読めば、「上告できるのは刑訴法405条だけであって刑訴法411条では上告できない」と言っていると同じです。文法的にそうとしか考えられません。他に読みようがないのです。私もそのように読み、そのように理解していました。しかし調べてみると実際はそうではないことが分かりました。上告できるのは刑訴法405条だけではなく刑訴法411条でも上告できると分ったのです。

この、上告できるのは刑訴法405条だけであると誰をも惑わす「平成28年(あ)154号」の内容が、再審できるとした刑訴法435条の6項の「・・・を認めるべき証拠をあらたに発見したとき。」になると私は考え今回再審の請求をしました。

なおこれまで再三述べて来ましたが、「争いのない事実」や「被告人供述」を完全無視して私を有罪だとした下級審の判決は刑訴法435条の6項の「有罪の言い渡しを受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し・・・」になると考えます。

以上宜しくお取り計らい願います。